

ID: 132

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例の許可		
例規名 根拠条項	真岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成10年条例第20号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例) 第12条 市長は、公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認め、又は地区整備計画区域内の良好な環境を害するおそれがないと認めたものについては、その建築を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可した建築物及びその敷地については、当該許可の範囲内において、第3条から第8条までの規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	設計変更の許可		
例規名 根拠条項	真岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第5条		
例規番号	平成10年規則第12号		
【基準】 第5条の規定による。 (設計変更) 第5条 条例及びこの規則の規定により許可を受けた建築物の設計を変更しようとする場合は、改めて許可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	平成15年条例第35号		
【基準】	<p>第3条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、公園内の土地の占有を伴うものにあつては、前段の規定にかかわらず、第14条に規定する手続きによるものとする。次項の場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第8条第1項及び第3項		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用の許可) 第8条 公園有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を得なければならない。</p> <p>2 市長は、公園有料施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、公園有料施設の使用が3日以上にわたる貸切使用であり、又は反復使用することによって他の使用者の使用の妨げとなる場合その他当該公園有料施設の設置の目的に反すると認める場合には、その使用を許可してはならない。</p> <p>5 市長は、売店等施設として公園有料施設の一部を使用許可する場合において、管理上必要があるときは、当該許可に際し条件を付し、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせることができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第11条ただし書		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及び真岡市公園条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者が、自己の責によらない事由により使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用開始前に使用を取りやめる旨の申し出をしたとき。</p> <p>(3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき、又は使用以前に使用許可の取消し若しくは変更の申立てにより、市長が特別の理由があると認めたときは、全額を還付する。</p> <p>(2) 使用者の責任によらない理由で使用を中止若しくは停止し、又は使用許可を取り消したときは、その停止期間若しくは取消しの日以後の残余日数に相当する金額又は使用時間が2分の1以内で中止した場合に限り、既納使用料の2分の1に相当する金額を還付する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第13条及び第14条第1項		
例規番号	平成15年条例第35号		
【基準】	<p>第13条から第15条までの規定による。 (占用の許可)</p> <p>第13条 市長は、第1条の目的に支障がないと認める場合及び公衆の便益に供するものと認められる場合に限り、公園内の土地(以下「土地」という。)の一部の占有を許可することができる。</p> <p>第14条 法第6条第1項及び前条の規定に基づき、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)を設けて土地を占有しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の軽易な改装等で市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可申請書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占有許可申請書</p> <p>ア 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>イ 占有物件の種類及び数量</p> <p>ウ 占有目的</p> <p>エ 占有期間</p> <p>オ 占有場所</p> <p>カ 占有物件の構造</p> <p>キ 占有物件の管理方法</p> <p>ク その他市長の指示する事項</p> <p>(2) 変更許可申請書</p> <p>ア 申請者の住所、氏名及び職業</p> <p>イ 変更する事項</p> <p>ウ 変更する理由</p> <p>エ その他市長の指示する事項</p> <p>(占用の条件)</p> <p>第15条 第8条第5項の規定は、第13条の許可について準用する。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第18条において準用する第11条ただし書		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第18条及び準用する第11条及び真岡市公園条例施行規則第5条の規定による。 第18条 第11条の規定は、前条の占用料に準用する。 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者が、自己の責によらない事由により使用することができないとき。 (2) 使用者が、使用開始前に使用を取りやめる旨の申し出をしたとき。 (3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。 (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき、又は使用以前に使用許可の取消し若しくは変更の申立てにより、市長が特別の理由があると認めたときは、全額を還付する。 (2) 使用者の責任によらない理由で使用を中止若しくは停止し、又は使用許可を取り消したときは、その停止期間若しくは取消しの日以後の残余日数に相当する金額又は使用時間が2分の1以内で中止した場合に限り、既納使用料の2分の1に相当する金額を還付する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用料又は占用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市公園条例 第22条		
例規番号	平成15年条例第35号		
<p>【基準】 第22条の規定による。 (使用料及び占用料の減免) 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料又は占用料を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 天災地変その他不可抗力により公園有料施設又は土地の占有ができなくなったとき。 (2) 公益を目的とする場合 (3) 営利を目的としない場合 (4) その他市長が減免することが適当と認める事由があるとき。 			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	景観まちづくり活動団体の認定		
例規名 根拠条項	真岡市景観条例 第20条第1項		
例規番号	令和元年条例第21号		
【基準】	<p>第20条及び真岡市景観条例施行規則第23条の規定による。 (景観まちづくり活動団体)</p> <p>第20条 市長は、景観形成の推進を目的として活動する団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として認定することができる。</p> <p>2 市長は、景観まちづくり活動団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。</p> <p>(景観まちづくり活動団体)</p> <p>第23条 条例第20条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当することとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 団体の活動が良好な景観形成に寄与するものであると認められること。 (2) 団体の活動が他者の財産権を不当に制限することがないと認められること。 (3) 目的、活動内容、構成員その他必要な事項を記載した規約を定めた団体であること。</p> <p>2 条例第20条第1項に規定する認定を受けようとする団体は、代表者が景観まちづくり活動団体認定申請書(様式第38号)により市長に申請するものとする。</p> <p>3 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第3号に規定する規約 (2) 団体の活動区域を示す図面 (3) 団体の代表者、役員並びに構成する者の氏名及び住所を記載した図書 (4) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>4 市長は、条例第20条第1項の規定により認定した場合は、景観まちづくり活動団体認定通知書(様式第39号)により当該団体へ通知するものとする。</p> <p>5 市長は、条例第20条第2項の規定により認定を取り消した場合は、景観まちづくり活動団体認定取消通知書(様式第40号)により、当該団体に通知するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1012

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	禁止地域以外の地区における広告物の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第5条		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第15条及び栃木県屋外広告物条例施行規則第2条の規定による。 (許可地域)</p> <p>第5条 第3条に掲げる地域又は場所以外の地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。 (許可の基準)</p> <p>第2条 条例第5条の許可の基準は、別表第1のとおりとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1013

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	自己の営業所等における自己の営業内容等の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第4項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第8条第4項、第15条及び栃木県屋外広告物条例施行規則第4条第8項の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>4 自己の営業内容等を表示するため自己の営業所等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。 (適用除外)</p> <p>第4条</p> <p>8 条例第8条第4項の許可の基準は、第1項第1号又は第3号に規定する地域又は場所において、表示面積の合計が30平方メートル以内の特定商品名を誇張して表示しない広告物又は掲出物件であり、かつ、当該地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第3号に定める基準に適合するものであることとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1014

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	自己の営業所等以外の場所における自己の営業所等の所在の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第5項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第8条第5項、第15条及び栃木県屋外広告物条例施行規則第4条第9項の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>5 自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。 (適用除外)</p> <p>第4条</p> <p>9 条例第8条第5項の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自己の住所、事業所、営業所又は作業所(以下「自己の営業所等」という。)の所在を表示することが事業遂行上不可欠であると認められるものであること。</p> <p>(2) 高さは、地上から上端まで2メートル(複数の者が共架する場合にあっては3メートル)以下であること。</p> <p>(3) 規格は、一件につき横1メートル以下、縦0.5メートル以下であること。</p> <p>(4) 表示面は、平面であり、かつ、表裏各一面以内であること。</p> <p>(5) 位置は、自己の営業所等の所在地から3キロメートル以内であり、かつ、自己の営業所等の所在地へ効果的に案内することができる道路の交差点から5メートル以上500メートル以内の範囲であること。</p> <p>(6) 材料は、青銅、木又は擬木であること。</p> <p>(7) 色彩は、青銅製にあっては着色しないものであり、木製又は擬木にあってはこげ茶色であって、文字は白色又は黒色とし、発光塗料を使用しないものであること。ただし、一面につき表示面の5分の1の範囲内において、色彩の制限のない1の図柄(以下「ワンポイントマーク」という。)を表示することができる。</p> <p>(8) 件数は、広告物を掲出する者1者につきおおむね3件以内であること。</p> <p>(9) 複数の者が共架する場合は、縦に5件まで共架することができる。</p> <p>(10) 特殊装置を使用する場合は、間接照明の方法によるものとし、光源が白色系であり、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)を伴わないものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1015

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第6項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第8条第6項、第15条及び栃木県屋外広告物条例施行規則第4条第10項の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>6 道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。 (適用除外)</p> <p>第4条</p> <p>10 条例第8条第6項の許可の基準は、第1項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するものであることとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	適用除外の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第9条第2項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第9条の規定による。</p> <p>第9条 知事は、良好な景観の形成又は風致の維持のため、知事が指定する場所又は施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物については、第3条及び第15条第1項の規定の適用を除外することができる。</p> <p>2 前項の適用の除外を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	許可期間の更新(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第13条第3項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (許可の期間及び条件)</p> <p>第13条 知事は、第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可をする場合においては、許可期間を定めるほか良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1018

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	変更等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第14条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第14条第1項の規定による。 (変更等の許可)</p> <p>第14条 第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日